静岡県立大学短期大学部 特別研究報告書(平成 13・14 年度)--81

家族手当制度の日仏比較(1) 歴史・政策・現状

宮本悟

Politiques des prestations familiales en France et au Japon (1); hier et aujourd'hui

MIYAMOTO, Satoru

. 研究の趣旨

1970年代半ばに合計特殊出生率が 置換値 を割り込んだわが国では、その後も出生率の低下に歯止めがかからず、 少子化 問題が社会的に注目される状況にある。本研究は、先進資本主義諸国のなかで最も早く深刻な人口減少問題に直面したフランスにおける豊富な政策経験を踏まえ、わが国における 少子化 対策への政策的示唆を得ることを目的としている。とりわけ今年度は、単親世帯を対象とした家族手当に着目し、その日仏比較を試みた。

以下、概要を述べる。

. 研究の概要

1.フランスにおける単親世帯の位置

単親世帯 (famille monoparentale) という言葉は、1960 年代におけるアングロサクソン系のフェミニズム文学の中で、 one-parent family の呼称で登場したとされる。この呼称は、子供を持つ離婚女性ないし独身女性 (いわゆる「未婚の母」)のイメージを刷新する目的で、1970 年代にフランスへ持ち込まれた。単親問題は、その量的側面から捉えるならば、世帯主が女性である家族 = 母子家庭に関するものが中心となる。すなわち、2001 年 3 月に INSEE が行った調査によれば、父子家庭の割合は 14.1%と推計されているので、母子家庭は事実上、単親世帯の85.9%を占めている、ということになる。また、単親世帯そのものの数 1 については、1982年に88万 2000、1990 年に117万 5000、1999 年現在で146万 3000 となっている 2 。

ところで、近年一貫した増加傾向を示す単親世帯は、フランスの貧困研究においていかなる位置づけがなされているのであろうか。ここで、或る公的調査研究機関の見解と、1人の社会学者の主張を確認しておこう。

1979 年、家族手当全国金庫 (Caisse nationale d'allocations familiales ; CNAF) の要請に基

づいて、消費調査研究資料センター(Centre de recherches, d'études et de documentation sur la consommation;CREDOC)は所得分布調査 3 を実施した。この調査によれば、フランスの全世帯に占める貧困世帯の割合は 11.9%(非農業 1783 万 7000 世帯のうち 212 万 1000 世帯)にのぼる、と推計された。また、低所得・貧困世帯にみられる特徴的な形態としては、 世帯主が就労していない世帯(とりわけ、60 歳以上の女性単独世帯、低額年金受給世帯など)および失業者(特に、1 年以上におよぶ長期失業者)世帯 多子家族で主な収入が家族諸給付である世帯(低学歴・不安定雇用の世帯)などに加えて、 母子家族が挙げられたのであった。

一方、社会学者のマリー=アニック・バルト(Marie-Annick BARTHE)によれば、今日の 貧困は「直面する問題と関連して一定のユニットとアイデンティティーをもった 3 つのグループ 『カールモンド(quart monde)』 『労働者の貧困(pauvreté laborieuse)』 労働者から生じた『新しい貧困者(nouveaux pauvres)』に分かれる」、とされる。氏はさらに、「新しい貧困者」の代表として、 失業者と 配偶者のいない女性を指摘している。とりわけ後者が貧困に陥る要因については、母子家庭を想定した上で、「ひとり女親では子どもの養育が困難」であること、 「社会保障は安定雇用労働者家族をモデルとしている」ために母子家庭のアクセスを妨げること、 シングルマザーには「稼動能力があるために扶助の権利もない」こと、などを指摘している。。

2. 単親世帯にたいするフランスの所得保障

このようにフランスの調査・研究は単親世帯(とりわけ母子家庭)の貧困に注目しているのであるが、その成果は現実の社会的諸施策にどのように活かされているのであろうか。ここで、単親世帯を対象とする主要な社会的生活支援策に触れておこう。

(1) 単親手当 (Allocation de parent isolé; Api)

1976年7月9日法によって創設された単親手当は、フランスに居住するすべての単親世帯にたいして最低限所得を保証することを目的としている。具体的には、1人ないし複数の子供(妊娠中を含む)を単独で扶養する寡婦・離婚女性・別居女性・遺棄された女性・独身女性、などがこの手当を受給できる。給付額は、扶養児童数に応じて決められている特定の生活保証額6から実際の世帯収入を差し引いた額である。また給付期間は、12ヵ月間または末子が3歳になるまで、とされる7。

(2) 家族扶養手当 (Allocation de soutien familial)

家族扶養手当は、1970年に制度化された孤児手当に代わって、1984年 12月 22日法によって創設された。父母の一方ないし両方が亡くなった場合のみならず、親の側が扶養義務を怠っていたり、裁判所によって決定された養育費を支払わないなど、対象となる子供にたいする扶養義務が履行されていない場合にも支給される。受給者はこうした子供を実際に扶養している者であり、所得制限は課されていない8。

(3)参入最低限所得 (Revenu minimum d'insertion)

RMI は、「受給者が社会的および職業的参入を果たし自治的な市民として再び社会に自らの位置を確保」9できるようになることを目的として、ロカール(Michel ROCARD)内閣の下で 1988年 12 月 1 日法によって創設された。受給要件として、フランスに居住し(但し、3 年以上継続してフランスに居住する外国人を含む)、25 歳以上であり(但し、子供を扶養しているものについては年齢を問わない)、実際の世帯収入が一定の最低限所得(扶養家族数に応じて異なる)を下回ること、などが求められる10。

3 . 母子家庭の今日的生活問題 雇用・失業問題を中心に

フランスの単親世帯は、単親手当・家族扶養手当・RMI など、所得保障を中心とする社会的 生活支援策を享受しているものの、今日でもなお、とりわけ母子家庭の生活には雇用・住宅・子 育て、など様々な問題が残されている。以下では、特に雇用・失業問題に比重を置きつつ、女性 の貧困を捉える視角から、フランス母子家庭の今日的生活問題を検討してみたい。

(1)シングルマザーの労働力率

シングルマザーの多くは、パートナーと暮らす母親たちと比べて、就労するか否かを選択する 余地がほとんどない。経済的に不安定な状況に置かれていることから、シングルマザーは就労を 求める傾向が強いのである。すなわち、シングルマザーの労働力率(2001年現在、80.6%)は、 カップルで暮らす母親のそれ(同じく、既婚カップルの場合は73.5%、非婚カップルの場合は 75.7%)よりも高いことが確認されている11。

もっとも、扶養する子供の人数が増えることは、一般に母親の労働力率を低減させる効果がある。例えば 1999 年現在、子供を 1 人抱えるシングルマザーの労働力率は 90.6%であるが、子供が 3 人以上いる世帯の場合には 67.6%にまで落ち込む。また、子供の年齢が低いほど、母親の労働力率は基本的に下がる傾向にある。例えば同じく 1999 年現在、7 歳以上 18 歳以下の子供を 1 人扶養するシングルマザーは 91.3%もの高い労働力率を示すが、子供が 3 歳以下であれば彼女たちの労働力率は 84.1%にまで下降する。すなわち、もともと経済的生活不安を背景にして比較的高い労働力率を示す傾向のあるシングルマザーの場合であっても、扶養児童数が多く末子年齢が低くなるほど、労働力率は低くなる、ということなのである。かくして母子家庭の生活条件は、扶養する子供の人数と年齢によって大きく揺さぶられるのである12。

(2)失業率の男女格差

男女間の失業率には歴然とした格差が存在している。INSEE の調査によると、1990 年代半ば 以降フランスの失業率は順調な回復基調を示しており、2000 年現在、全体で 9.6%にまで下がってきてはいるものの、男性の失業率が 8.0%であるのに対して、女性はなおも 11.6%の水準に とどまっている¹³。女性の失業率がいまだに高水準を保っていることを考えれば、経済的に逼迫した多くのシングルマザーの強い就労意欲を実際の雇用に結びつけることは容易でないことが うかがえる。

『貧困・社会的排除に関する全国調査(Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale)』の最新報告14によれば、シングルマザーの失業率は、カップルで生活をしている母親

たちよりも高い。すなわち、カップルで暮らす女性の一部は挫折して求職活動を断念することができるのであり、つまりは求職者の群れから撤退する選択が可能である。他方、シングルマザーの多くは経済的に逼迫した生活を背景として、パートナーをもつ母親たちよりも長く労働市場にとどまり求職活動を継続する傾向にある。このように、シングルマザーの求職者数は減少しにくい構造にあるので、必然的に彼女たちの失業率は高水準を維持することになる。

(3) 労働諸条件にみる女性の不利益

ところで、就労意欲の高いシングルマザーが雇用を確保できた場合についても、さらなる問題が見受けられる。

第 1 は賃金水準の問題である。フランスにおける男女間の賃金格差は、わが国の場合¹⁵ほどではないものの、なおも看過できない状況にある。すなわち、1999 年現在における賃金労働者の年平均賃金について比較するならば、男性が 21,434.0 ユーロであるのに対して女性は 17,440.5 ユーロであり、前者を 100 とすれば女性労働者の賃金は 81.4 程度にしかならないのである¹⁶。

第 2 は不安定雇用の問題である。すなわち、就労中のパートタイム労働者の割合は、男性がわずか5%にとどまっているのに対して、女性は30.4%にものぼるのである(2001年3月現在)。また有期雇用契約についても、失業やパートタイム労働と同様、もっぱら女性の方が不利な状況に置かれていることが指摘されている17。

第 3 は昇進・昇格に関する問題である。就業者の職位について男女それぞれの構成を比較した場合、工場労働者・一般事務職員などのいわゆる下級職に属している者の割合は、男性 48.6%に対して女性 58.3%(とりわけ、シングルマザーについては 63%)である。一方、管理職(cadre)などのいわゆる上級職の割合は、男性 16.4%に対して女性 10.7%となっており、女性の昇進・昇格に一定の抑制が掛けられているように思われる¹⁸。

.今後の研究課題

以上検討してきたとおり、フランスにおける貧困問題研究は、1970年代半ば以降に活発に展開されるようになり、近年では、社会的排除(exclusion sociale)を含む広義の貧困概念にたいする研究活動が積極的に展開されつつある。その中で母子家族を中心とする単親世帯の貧困状況が取り上げられるようになり、貧困問題の主要な構成要素として位置づけられるようになった。また、単親世帯への社会的諸施策としては、単親手当・家族扶養手当・参入最低限所得などの所得保障が制度化されている。しかしながら、母子家庭はなおも、とりわけ雇用・失業問題を中心に生活問題を抱えているのである。

さて、わが国の状況を振り返ってみると、失業問題およびホームレス問題が顕在化しつつある今日、ようやく貧困問題への社会的関心が再び喚起されてきたところであり、本稿のテーマとして取り上げた単親世帯(とりわけ母子家庭)への社会的諸施策はいまだに不十分な状態であるように思われる。例えば、フランスの単親手当との関連で言うならば、わが国の児童扶養手当には次のような指摘がなされている。すなわち、都留民子氏は適切にも、「わが国の生別母子に対する児童扶養手当は最低限所得保障ではないにもかかわらず、母子が祖父母などの親族と同居していた場合には、彼らの収入に対しても厳しい上限が設定」されている、と痛烈に批判しているの

である 19 。この適切な主張は、小泉政権の下で断行されつつある「痛みを伴う改革」により、すでに過去のものとなってしまった。すなわち児童扶養手当の所得制限はさらに締め付けが厳しくなり、同手当を満額(月額 4 万 2 2 2000 円)受給するには母子 2 人世帯の場合、従来は年収 2 2 7 2 8000 円未満であることが要件とされていたのであったが、 2 2002 年 2 月からは同 2 7 2 7 2 7 2 6 2 7 2 8 2 7 2 8 2 7 2 8 2 7 2 8 2 7 2 8 2 7 2 8 2 7 2 8 2 8 2 7 2 8 2 7 2 8 2 8 2 7 2 8 2 8 2 7 2 8 2 8 2 7 2 8 2 9 2 9 2 8 2 9 2

こうしたわが国の現状を打開するためにも、われわれは、フランスにおける貧困・社会的排除の顕在化がいかにして社会的諸施策に結びついたのか、を解明することが必要と言えよう。生活実態調査・研究の成果が単親世帯にたいする社会的生活支援策へとつながるプロセスを究明することが、今後の研究課題として残されている。

【註】

1) ちなみに、フランスにおける単親世帯の規模を認識するために他の EU 諸国と比較するならば、単親世帯が全世帯の約 15%を占めるフランスは、ギリシア・イタリア(それぞれ、7%・8%)と、オランダ(23%)の中間に位置する(Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, Les travaux de l'Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, 2001-2002, La Documentation française, 2002, p. 251.)

- ²) *Ibid.*, pp. 250-251.
- 3) 調査の概要については、都留民子、前掲書、22~25ページ(原典は、CREDOC、
- "Caracteristiques des ménages à bas revenues, Enquête CNAF-CREDOC-1979," in Pauvreté-précarité, tentative de mesure, 1986)を参照。
- 4)「カールモンド」とは、「単に賃金が不規則、不確定であるばかりでなく、一貫して一般的な社会保障からも排除され、扶助に依存し、・・・慢性的に物質的な不安のなかにある」「伝統的な貧困者」、とされる(都留民子、前掲書、33ページ。原典は、Marie-Annick BARTHE, "Les formes de la pauvreté dans la société française," in *Revue française des affaires sociales*, no 2, pp.114-115)。
- 5) 都留民子、前掲書、32~34ページ(原典は、M.-A. BARTHE, op. cit., pp.114-123)。
- 6) 具体例に単親手当の生活保証額(2001年1月1日現在)を示すならば、扶養する子供が1人の場合は月額3,295フラン、子供2人の場合は4,393フランである。詳細については、健康保険組合連合会『社会保障年鑑(2002年版)』東洋経済新報社、287~288ページを参照。
- ⁷) Jean-Jacques DUPEYROUX, *Droit de la sécurité sociale, 14^e édition*, Dalloz, 2001, pp. 739-741.
- ⁸) *Ibid.*, pp. 737-739.
- 9) 都留民子、前掲書、149ページ。
- 10) J.-J. DUPEYROUX, *op.cit.*, pp. 359-367. 邦語文献としては、都留民子、前掲書、第 部が詳しい。
- ¹¹) Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, *op.cit.*, p. 269.
- 12) ちなみに、フランスにおいて単独で子供を育てている母親の労働力率は、EU 諸国における同じ状況に置かれた女性の労働力率よりも高い。すなわちフランスの場合、子供 1 人を単独で扶養する女性の労働力率は87%、2 人の場合は86%、子供が3 人以上の場合は71%であるのに対し、他方 EU 諸国の平均値は同じくそれぞれ72%、66%、50%である(Ibid., p. 254.)。
- 13) INSEE, Annuaire statistique de la France, édition 2002, 105e volume, p.121.
- ¹⁴) Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, *op.cit.*, p. 273.

- $^{15)}$ わが国の男女賃金格差はフランスの場合よりもさらに深刻な状況にあり、例えば 2000 年現在、男性の平均賃金を 100 とすると女性はわずか 65.5 に相当する賃金しか受け取っていない (大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第 72 集、旬報社、2002 年、100 ページ 》 この数字には、常用労働者 10 人未満の企業やパートタイム労働者の実態が反映されていないことに留意すべきである。
- ¹⁶) INSEE, *op.cit.*, p.169.
- 17) Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, op.cit., p. 273.
- ¹⁸) Sylvie GRCIC et Nathalie MORER, "L'activité féminine, " in *Données sociales—La société française*, INSEE, 2002, p. 205.
- 19) 都留民子、前掲書、119 ページ。
- ²⁰⁾ 『月刊 厚生』2002年8月号、中央法規出版、pp.24-25。2002年8月の「改正」では、児童扶養手当の所得制限厳格化のみならず、世帯年収が130万円から1万円アップするごとに給付月額を概算で187円程度ずつ減額する(但し、実際に支給される給付金は10円未満四捨五入で算定される。また、年収が所得制限の上限=365万円に達すれば給付金はゼロになるものの、上限額未満であれば最低給付額の1万円は確保される)給付そのものの削減までもが断行された。国庫負担の抑制を優先させた今回の「改正」からは、母子家庭の生活支援策という政策目的を読み取ることはできない。

【主要参考文献】

- Jacques COMMAILLE, Pierre STROBEL et Michel VILLAC, La politique de la famille, La Découverte, 2002.
- Jean-Jacques DUPEYROUX, Droit de la sécurité sociale, 14e édition, Dalloz, 2001.
- Sylvie GRCIC et Nathalie MORER, "L'activité féminine," in *Données sociales—La société française*, INSEE, 2002.
- Brigitte HEMMERLIN, *Maman solo Le guide de la mère célibataire ,* Editions J'ai lu, Paris, 1993.
- Gilles HUTEAU, Sécurité sociale et politiques sociales, 3º édition, Armand Colin, 2001.
- INSEE, Annuaire statistique de la France, édition 2002, 105e volume.
- Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, *La rapport de l'Observatoire* national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, 2001-2002, La Documentation française, 2002.
- Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, *Les travaux de l'Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, 2001-2002*, La Documentation française, 2002.
- 都留民子『フランスの貧困と社会保護』法律文化社、2000年。
- 藤本武『アメリカ資本主義貧困史』新日本出版社、1996年。
- 三重利典・村松いづみ「児童扶養手当訴訟勝利判決の報告 京都訴訟を中心に 」(『賃金と社 会保障』旬報社、2002 年 5 月下旬号、No.1322)。

この研究成果は、日仏女性資料センター『女性空間』20周年記念特別号(2003年6月発行予定)に掲載されることが決定している。

(2003年3月20日受理)